

○制限外積載・荷台乗車等許可取扱要領の制定について（例規通達）

平成7年4月7日

鳥交企例規第4号・鳥交指例規第1号・鳥地例規第5号

各所属長

対号 昭和44年12月19日付け鳥交一発第2277号、鳥勤発第304号制限外積載・荷台乗車等許可取扱要領の制定について（例規）

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第56条及び第57条第3項の規定に基づく許可の取扱い並びに法第57条違反（積載容量超過）の取締時における積載貨物の測定方法については、対号により運用してきたところであるが、行政手続の明確化、簡素化等の要請に鑑み、別添のとおり「制限外積載・荷台乗車等許可取扱要領」を全部改正し、平成7年4月7日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 改正の要点

- (1) 積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法に関する許可基準の見直しを行い、新たな基準を設けた。
- (2) 許可の期間を延長した。
- (3) 道路法（昭和27年法律第180号）上の通行許可が必要な場合又は許可基準を超える許可が必要と認める場合における関係機関等との調整の在り方を明確にした。
- (4) 幹部派出所、交番、駐在所による許可の取扱いの範囲を明確にした。

2 改正内容

(1) 許可基準

自動車（一部の自動車、自動二輪車を除く。）に関しては、次のとおり改正した。

ア 長さに関する事項

○ 長さについては、車長からのみ出し部分を車長の10分の5以内の範囲とし、かつ、貨物を積載した状態の自動車及び積載物全体の長さが16メートル以内とした。

○ 積載の方法の許容範囲は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）に基づき、車体の前後から車長の10分の1以内と規定されており、それを超えるものは許可の対象であるが、長さの許可基準との整合を図るため、許可基準を車長の前後各10分の3以内の範囲とした。

イ 幅に関する事項

○ 幅については、車両の幅に1.0メートルを加えた範囲とし、かつ、積載物の全体の幅が3.5メートル以内とした。

○ 積載の方法は、車体の左右からはみ出しを0.5メートル以内の範囲とした。

ウ 高さに関する事項

高さについては、従前どおり令に規定する制限に0.5メートルを加えた範囲とした。

エ 重量に関する事項

重量については、令第22条第2号及び第23条第2号の制限を超えることとなる場合、原則として許可しないこととした。

(2) 許可期間

制限外積載、設備外積載及び荷台乗車の各許可につき、定型的かつ反復性のあるものは、包括して1個（回）の行為とみなし、原則として1年以内とすることとした。

(3) 関係機関及び本部主管課との調整の明確化

道路法上の許可が必要な場合又は許可基準を超えることとなる許可が必要であると認める場合等における道路管理者と本部主管課との調整の在り方を明確にした。

(4) 専決処分範囲の明確化

幹部派出所、交番及び駐在所で取り扱う専決処分は、制限外積載許可のうち長さに関する事項で、かつ、次の基準に適合し、交通安全上支障のないものとした。

○ 長さに関する取扱いの基準

制限外積載許可の基準内のものに限ること。ただし、12メートルを超えるものについては、取扱いをしないこと。

3 取扱上の留意事項

(1) 道路管理者との連携

道路管理者の通行許可が必要な場合は、あらかじめ道路管理者と連携を図り、通行許可証の発行を確認した後許可すること。

(2) 許可の特例

制限外積載の中には、許可基準を超える許可が必要な場合も予想される。このため、この種取扱いに関しては、交通部交通企画課長と協議して処理すること。

別添

制限外積載・荷台乗車等許可取扱要領

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第56条及び第

57条第3項に規定する制限外積載、設備外積載及び荷台乗車の許可（以下「制限外許可」という。）について必要な事項を定め、その取扱いの適正と斉一を図ることを目的とする。

第2 制限外許可の要領等

1 制限外積載

(1) 許可の対象

許可の対象となる積載物は、法第57条第1項本文の政令で定める制限又は同条第2項の規定に基づき公安委員会が定める制限を超える積載物であって、電柱又は変圧器等のように形態上单一の物件であり、分割し、又は切断することにより当該積載物自身の効用又は価値を著しく損すると認められるものとする。

(2) 許可の要領

ア 積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法

積載物の長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が制限外積載許可基準表(別表第1)に掲げる場合又は積載物の重量が道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第22条第2号及び第23条第2号に定める値を超える場合には、第6及び第7の1に記述するとおり、関係機関等との調整を行うなど、慎重な審査によって、交通の安全と円滑の確保に万全に期すこと。

なお、車両制限令（昭和36年政令第265号。以下「制限令」という。）第3条に規定する車両の長さ等の最高制限を超えることとなる場合は、道路管理者の通行許可が必要となるので、特殊車両通行許可制度について教示すること。

イ 運転日時及び運転経路

(ア) 交通が特に輻輳する時間帯でないこと。

(イ) 運転の経路にあたる道路にその貨物の運搬に障害となるもの（重量制限の行われている橋梁、高さ制限の行われているガード、トンネル、その他の工作物等）が存在しないこと。

ウ 道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため必要と認める事項

(ア) 積載の方法及び積載による運転が法第55条第2項及び第71条第4号の規定に抵触しないと認められること。

(イ) 積載による運転が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により、明らかに危険でないと認められること。

(3) 積載物の測定方法

令第22条第3号及び第23条第3号に規定する積載物の長さ、幅又は高さの測定は、

次の方法によるものとする。（別表第2参照）

ア 長さ

長さは、貨物自身の長さでなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の前後方向に車両に平行に測る。

イ 幅

幅は、貨物全体の幅でなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の横方向に車両に平行に測る。

ウ 高さ

高さは、貨物自身の高さでなく、貨物を当該車両に積載した状態において、地上から垂直に当該貨物の最上端までの高さを測り、それから当該車両の積載をする場所の高さを減じて測る。

2 設備外積載

(1) 許可の対象

次に掲げる場合で、他に積載の方法がなく、やむを得ないと認められるとき。

ア 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動又は政治活動を行う場合

イ 祭礼、行事等のため、装飾を行う場合

ウ 分割できない貨物であって、その主要部分を荷台に積載する場合

エ その他公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められる場合

(2) 許可の基準

ア 積載の方法及び積載による運転が法第55条第2項及び第71条第4号の規定に抵触しないと認められること。

イ 原則として車両の側端から突き出さない積載物であること。

ウ 一時的に運搬するものであること。

3 荷台乗車

(1) 許可の対象

もっぱら貨物を運搬する構造の自動車（人を乗車させることが適さない構造の自動車を除く。）に、次に掲げる場合で他の方法により難く、やむを得ないと認められるとき。

ア 荷物の積み降ろしのため、必要な最小限度の人員を運搬する場合

イ 傷病者を緊急に運搬する場合

ウ 緊急の工事又は作業の従事者を運搬する場合

エ 災害又はスト等で一般の交通機関の運行が停止している際、通勤者等を運搬する場合

オ 公職選挙法に基づき選挙運動をする場合

カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定による廃棄物収集を行う作業のため必要な人員が同乗する場合

キ その他公益上又は社会慣習等でやむを得ないものであると認める場合

(2) 許可の基準

ア 運転の経路にあたる道路又は交通の状況により支障がないと認められるものであること。

イ 荷台に乗車させる人員は、当該車両の種別、設備及び構造並びに通行する道路の状況に応じて個々に決めるべきものであるが、次の方法によって算出した人員を超えないこと。

(ア) 許可人員の算出

荷台の乗車可能な面積（貨物に混載する場合は、当該貨物を横載する場所を差し引く。ただし、貨物の積み降ろしに必要な人員を当該貨物の荷台に乗車させることは、この限りでない。）を1人当たりの所要面積（0.5m×1.0m）で割った数（小数点以下は切り捨てる。）を最大乗車人員とする。

(イ) 自動車種別ごとの最大乗車人員

上記（ア）によって得た最大乗車人員であっても、次表に掲げる自動車の種別ごとの乗車人員を超えてはならない。

貨物自動車の種別		荷台乗車人員
普通自動車		20人
小型自動車	四輪	9人
	三輪	6人
軽自動車	四輪	2人
	三輪	2人

注1 自動車の種別は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に定めるところによる。

2 特種用途自動車については、構造が同等な貨物自動車と同様に取扱うこと。

第3 制限外許可の単位及び期間

制限外許可是、当該車両による1個（回）の運搬行為の開始から終了までに要する期間

とする。ただし、定型的に同一運転者により反復、継続される運搬行為については、次の要件のいずれをも満たすものに限り、包括して1個（回）の行為とみなして処理することができるものとする。

なお、この場合の許可の期間は、原則として1年以内とする。

- (1) 車両が同一であること。
- (2) 同一品目の貨物（人員）を同一の積載（乗車）の方法で運搬すること。
- (3) 運転経路が同一であること。

第4 制限外許可の条件

出発地警察署長が付すことのできる条件は、令第24条第1項第1号及び第2号に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

1 制限外積載及び設備外積載

- (1) 通行する道路の指定に関する事項
- (2) 運転の時間帯の指定に関する事項
- (3) 先導車又は整理車を配置しての誘導整理等に関する事項
- (4) 積載した貨物の固定（緊縛）の方法、積載位置等について必要と認める事項
- (5) その他道路における危険を防止するため必要と認める事項

2 荷台乗車

- (1) 許可証の掲出に関する事項
- (2) 荷台の内部に安全設備を設けることに関する事項
- (3) 乗車する者の安全乗車に関する事項
- (4) 乗車する者の中から運転者との連絡、乗降時の整理誘導に当たる責任者を定めることに関する事項
- (5) その他道路における危険を防止するため必要と認める事項

第5 許可申請の受理、審査及び許可手続等

1 許可申請者

許可申請者は、当該車両の運転者とする。当該車両の運転者が2人以上ある場合には、その全員を申請者として、申請者欄に連記させること。ただし、申請者欄に連記できない場合は、運転者一覧表（別記様式1）を別紙として、運転者の住所、氏名、運転免許の種類及び免許証番号又は免許情報記録の番号を記載させ、添付させること。

2 許可の申請

- (1) 許可の申請に当たっては、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第8

条に定める許可申請書（以下「申請書」という。）2通を出発地警察署長に提出させること。この場合において、必要があると認めるときは、申請書に運転経路図その他許可の審査に必要な書類を添付させること。

- (2) 同一車両について、制限外積載許可のほか、設備外積載許可又は荷台乗車許可を同時に必要とする場合は、同一申請書に当該許可に係る事項を併せて記載させること。

3 申請書の受理及び審査

(1) 受理

申請を受理した警察署長は、次に掲げる審査事項及び制限外積載許可基準表（別表第1）により審査し、申請の許可単位に誤りがある場合等記載事項を変更させる必要がある場合は、許可条件により変更することなく、申請者に当該記載事項を訂正させ又は当該申請を取り下げさせ、所要の変更をした申請書を提出させること。

ア 申請書の記載事項の適否

イ 貨物分割の可否

ウ 積載又は乗車する当該車両の構造上の適否

エ 積載又は乗車方法の適否

オ 転落防止措置の適否

カ 運転日時及び運転経路の適否

キ その他道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため必要と認める事項

(2) 審査

許可申請があったときは、原則として当該車両の構造、当該貨物及びその積載状態並びに道路及び交通の状況について実査を行うものとする。ただし、車両の構造等について図面、写真及びその他の資料により確認することで、それぞれの項目について特に信用すべき事由があり、実査を行う必要がないと認められる場合においては、これを省略することができる。

4 許可手続

- (1) 審査の結果、許可しても支障がないと認められるときは、制限外許可（申請）原簿（別記様式2）及び許可証に必要事項を記載し、同原簿をもって警察署長の決裁を受けること。
- (2) 申請及び許可事項に訂正箇所があるときは、その箇所に決裁者印を押印して訂正状況を明確にしておくこと。

- (3) 許可証のうち1通は申請者に交付し、他の1通は控として許可番号順に編綴、保管すること。

5 許可取扱上の留意事項

- (1) 積載物が分割ができないか否かについては、その積載物自体の属性により判断し、運転者又は積載物の所有者等の主觀的事情（経費の節約、時間の短縮等）によって左右すべきでなく、できる限り厳格に解して運用すること。
- (2) 普通貨物自動車について制限外積載の許可の申請があった場合、分割できない積載物であるときは、申請者等が他の適当な大型貨物自動車を保有していてもそれのみを理由に許可しないことはできない。ただし、危険の度合を考慮し、必要に応じて大型自動車を使用するよう指導すること。
- (3) ルーフキャリア（ボルトをもって取り付けたものを除く。）は、手荷物等小型又は軽量な物品を積載するための装置であるので、原則として制限外許可をしないこと。
- (4) 貨客兼用自動車（いわゆる「バン型」自動車）又は農耕作業用小型特殊自動車は、もっぱら貨物を運搬する構造の自動車と認め難いので、荷台乗車の許可をしないこと。
- (5) もっぱら貨物を運搬する構造の自動車であっても、ダンプカーは荷台乗車に適当でないので、当該車両に積載した貨物の積み降ろしのため必要な人員以外は、許可をしないこと。
- (6) 臨時運行の許可を受けた自動車で運搬することは、目的外使用となるので、制限外許可をしないこと。

第6 関係機関等との調整

1 道路管理者との連携

警察署長は、制限外積載許可申請に係る積載による運転が制限令に定める最高制限を超えるため、道路法（昭和27年法律第180号。以下「道路法」という。）第47条の2第1項の車両の通行許可又は道路法第47条の10第3項に規定する車両の通行可能経路に係る回答を必要とする場合、当該許可等を行う道路管理者との連携を図るように努めること。

なお、許可に当たっては、自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項に規定する「自動車検査証」をいう。）等を確認し、その取扱いの参考とすること。

2 合同会議の開催等

超長大積載物又は超重量積載物の運搬で、通行止め等の交通規制を必要とするものの

許可に当たっては、事前に警察、運輸、道路管理者等の行政機関、運輸業者等による合同会議を開催し、運転経路の円滑と運搬中の交通事故防止等について必要な申合せを行うように努めること。

第7 本部主管課との調整

1 制限外許可基準の特例

警察署長は、許可の申請に係る積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が制限外許可基準表（別表第1）に掲げる場合であって、許可の必要性があると認めるとときは、当該許可に関し、交通部交通企画課（以下「本部主管課」という。）と協議すること。

2 他府県に及ぶ制限外許可

2以上の都道府県に及ぶ等長距離にわたって通行する制限外積載車両の許可の取扱に当たっては、本部主管課との連絡を密に行い、当該道路における道路及び交通の状況を把握して、許可の可否を判断するよう努めること。

第8 執務時間外における取扱い

警察署において執務時間外に許可申請があったときは、警察署当直勤務員が当該申請の受理、審査及び許可手続を行うものとする。

第9 専決処分

1 専決処分の範囲

幹部派出所、交番及び駐在所（以下「交番等」という。）において許可できるものは、制限外積載のうち、長さに関する事項で、制限外積載許可基準表に定める範囲内であり、かつ、12メートルを超えない範囲内であること。

2 許可の手続等

- (1) 申請者が、交番等で手続を行うときは、警察署長の公印（以下「公印」という。）が押印されたもの及び押印されていない申請書を各1通交付して申請させること。
- (2) 申請者が、交番等で申請手続を行うことなく申請書のみを請求するときは、公印が押印されていない申請書を交付し、公印が押印してある申請書については、申請時に交付しその場で記載させて提出させること。
- (3) 申請者が、公印が押印されていない申請書2通を提出した場合は、そのうちの1通について公印が押印してある申請書に書き替えさせて提出させること。
- (4) 受理した申請書の内容について審査し、疑義のあるものについては、電話等により警察署長の指示を受け、許可しても支障がないと認めたときは、2通とも許可欄に

必要事項を記載して専決簿（別記様式3）に記載の上許可番号を付し、公印が押印してある申請書を許可証として申請者に交付し、他の1通は控として専決者が押印し、番号順に編綴、保管しておくこと。

- (5) 許可証には、専決簿に契印するとともに、専決者印を公印の下部に押印すること。なお、申請内容の記載事項に訂正があるときは、その訂正箇所に専決者印を押印して訂正の状況を明確にしておくこと。
- (6) 交番等で許可した場合は、速やかに警察署長の決裁を受けること。

3 公印が押された申請書の取扱い

(1) 交番等の勤務員への申請書の交付

ア 交通課（鳥取警察署及び米子警察署にあっては交通第一課、郡家警察署、智頭警察署及び浜村警察署にあっては地域交通課とする。以下同じ。）の課員（以下「交通課員」という。）は、公印が押された申請書を交番等の勤務員に交付する場合、公印が押された制限外積載許可申請書管理簿（別記様式4。以下「許可申請書管理簿」という。）の「受け扱い状況」欄に交付枚数及び受払残数を、「備考」欄に交付した申請書の一連番号を記載すること。

イ 交通課員及び交番等の勤務員は、許可申請書管理簿の「交通担当者」欄と「地域勤務員」欄にそれぞれ押印した後、管理責任者（交通課の課長とする。以下同じ。）を経由して警察署長の決裁を受けること。

(2) 交番等の勤務員による専決処分

ア 交番等の勤務員は、専決処分をした場合、速やかに申請書の控及び交番等に備付けの専決簿を交通課に持参すること。交通課員は、当該申請書の控及び専決簿の記載内容を確認し、許可申請書管理簿の「受け扱い状況」欄に使用枚数及び受払残数を、「備考」欄に使用した申請書の一連番号を記載すること。

イ 交通課員及び交番等の勤務員は、許可申請書管理簿の「交通担当者」欄と「地域勤務員」欄にそれぞれ押印した後、管理責任者を経由して警察署長の決裁を受けること。

(3) 汚損等した申請書の取扱い

ア 交番等の勤務員は、汚損、誤記等により公印が押された申請書が使用できなくなった場合、当該申請書を交通課に持参すること。交通課員は、当該申請書を確認し、許可申請書管理簿の「受け扱い状況」欄に使用枚数及び受払残数を、「備考」欄に汚損等した申請書の一連番号及び理由を記載すること。

イ 交通課員及び交番等の勤務員は、許可申請書管理簿の「交通担当者」欄と「地域勤務員」欄にそれぞれ押印した後、管理責任者を経由して警察署長の決裁を受け、許可申請書管理簿に編てつすること。

(4) 許可申請書管理簿の専決

許可申請書管理簿の決裁については、副署長、次長又は管理官（地域・交通担当）が、その事務を専決できるものとする。

(5) 許可申請書管理簿の点検

管理責任者は、許可申請書管理簿の記載内容について、人事異動期のほか、毎年1回以上点検を行い、その結果を「備考」欄に記載するものとする。

第10 報告

警察署長は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間における制限外許可事務の取扱状況を制限外許可取扱状況報告書（別記様式5）により、速やかに警察本部長に報告すること。

第11 関係書類の保管管理

この要領で定める関係書類の保存期間は、次に掲げるとおりとし、交通課で保管するものとする。

- (1) 制限外許可（申請）原簿 1年（会計年度）
- (2) 専決簿 1年（会計年度）
- (3) 許可申請書管理簿 1年（会計年度）
- (4) 制限外許可取扱状況報告書 1年（会計年度）

別表第1

「制限外積載許可基準表」

車両の種別	積載物の長さ	積載物の幅	積載物の高さ	積載の方法	
				長さ	幅
大型自動車	・ 自動車の長さにその	・ 自動車の幅に1.0mを	・ 4.3m（三輪の普通自動車、内閣府令に規定する普通自動車にあっては3.0m）	・ 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出す場合	・ 自動車の車体の左右から0.5mを超えてはみ出す場合
中型自動車	長さの10分の5の長さ	加えた幅を超える場合			
準中型自動車	を加えた長さを超える	又は積載物を積載した			
普通自動車	場合又は積	状態の自動			

車	載物を積載	車及び積載	からその自			
大型特殊自動車	した状態の自動車及び積載物全体の長さが16.0m(セミトレーラー連結車にあっては17.0m、フルトレーラー連結車にあっては19.0m、ダブルス連結車にあっては21.0m)を超える場合	物全体の幅が3.5mを超える場合	自動車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合			
小型特殊自動車	・ 自動車の長さにその長さの10分の5の長さを加えた長さを超える場合	・ 自動車の幅に1.0mを加えた幅を超える場合	・ 2.5mからその自動車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合	・ 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出す場合	・ 自動車の車体の左右から0.5mを超えてはみ出す場合	
自動二輪車 (側車付きを除く)	・ 乗車装置又は積載装置の長さの2倍の長さを超える場合	・ 自動車の幅を超える場合	・ 2.5mからその自動車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合	・ 乗車装置又は積載装置の前後からその乗車装置又は積載装置の長さを超えてはみ出す場合	・ 積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が当該自動車の幅を超える場	

		る場合	出す場合	合
	<ul style="list-style-type: none"> • 125cc以下の自動二輪車がリヤカーを牽引する場合にはあってはその牽引されるリヤカーの積載装置の長さの2倍の長さを超える場合 	<ul style="list-style-type: none"> • 125cc以下の自動二輪車がリヤカーを牽引する場合にはあってはその牽引されるリヤカーの積載装置の幅に1.0mを加えた幅を超える場合 	<ul style="list-style-type: none"> • 125cc以下の自動二輪車がリヤカーを牽引する場合にはあってはその牽引されるリヤカーの積載装置の前後からその積載装置の長さを超えてはみ出す場合 	<ul style="list-style-type: none"> • 125cc以下の自動二輪車がリヤカーを牽引する場合にはあってはその牽引されるリヤカーの積載装置の左右から0.5mを超えてみ出す場合
自動二輪車 (側車付き)	<ul style="list-style-type: none"> • 自動車の長さにその長さの10分の5の長さを加えた長さを超える場合 	<ul style="list-style-type: none"> • 自動車の幅に1.0mを加えた幅を超える場合 	<ul style="list-style-type: none"> • 2.5mからその自動車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合 	<ul style="list-style-type: none"> • 乗車装置又は積載装置の前後からその乗車装置又は積載装置の長さを超えてはみ出す場合
原動機付自転車	<ul style="list-style-type: none"> • 積載装置の長さの2倍の長さを超える場合 • リヤカーを牽引する場合にあつ 	<ul style="list-style-type: none"> • 原動機付自転車の幅を超える場合 • リヤカーを牽引する場合にあつ 	<ul style="list-style-type: none"> • 2.5mからその原動機付自転車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合 	<ul style="list-style-type: none"> • 積載装置の前後からその積載装置の長さを超えてはみ出す場合 • リヤカーを牽引する場合にあってはその

	てはその牽引されるリヤカーの積載装置の長さの2倍の長さを超える場合	てはその牽引されるリヤカーの積載装置の幅に1.0mを加えた幅を超える場合		牽引されるリヤカーの積載装置の前後からその積載装置の長さを超えてはみ出す場合	牽引されるリヤカーの積載装置の左右から0.5mを超えてみ出す場合
軽車両 (リヤカーを牽引するときは、原動機付自転車に準ずる)	・ 積載装置の長さの2倍の長さを超える場合	・ 積載装置の幅に0.5mを加えた幅を超える場合	・ 2.3mから積載する場所の高さを減じた高さを超える場合 (牛馬車にあっては3.0m)	・ 積載装置の前後からその積載装置の長さを超えてはみ出す場合	・ 積載装置の左右から0.25mを超えてはみ出す場合

別表第2

積載貨物の測定方法等

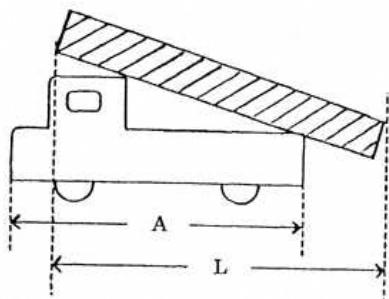
1 測定方法

積載貨物の長さ、幅及び高さについては、貨物を当該車両に積載した状態で測定し、長さ及び幅の測定方法は、次のとおりとする。

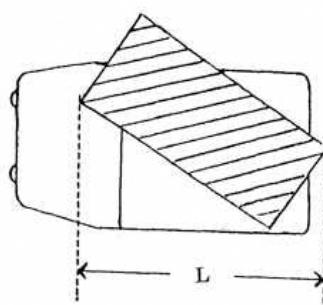
(1) 長さ

貨物自体の長さではなく、当該貨物の投影部分を車両の前後方向に、車両に対して平行に測定すること。（図1、図2のとおり。）

(図1)



(図2)



A～車両の長さ

L～測定する貨物の長さ

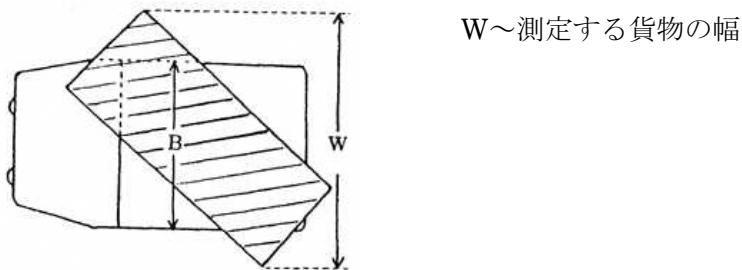
(2) 幅

貨物自体の幅ではなく、当該貨物の投影部分を車両の横方向に、車両に対して平行に測定すること。（図3のとおり。）

(図3)

B～車両の幅

W～測定する貨物の幅



2 許可対象範囲の算出方法（例～大型貨物自動車）

(1) 長さ

ア 「制限を超える長さ」の場合

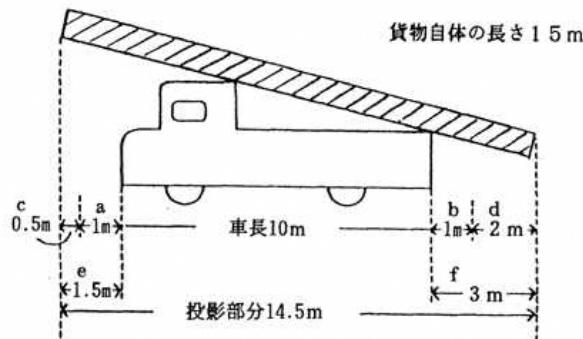
制限を超える長さは、次の式により算出する。

- ・積載物の投影部分の長さ－（車両の長さ＋車両の長さの10分の2）

なお、次の点に留意すること。

- 許可基準は、車両の長さに10分の5を加えた範囲内で、かつ、原則として積載物全体の長さが16m以内であること。
- 制限令の最高限度を超える場合は、特殊車両通行許可制度について教示すること。

(図4)



※ 図4の場合、車長10mの車両に長さ15mの貨物を積載したときの積載物の投影部分が14.5mで、許可の対象となる長さは、令で許容される車長と車長の10分の2(2m)の和を除いたものとなり、次の式で算出した2.5mとなる。

$$14.5m - (10.0m + 10.0m \times 0.2) = 2.5m \text{ (許可の対象)}$$

イ 「制限を超える積載の方法」の場合

積載物を積載した状態において、車長の前後からのはみ出しがそれぞれ車長の10分の3を超えない範囲内の積載の方法とすること。

※ 図4の場合、車長の前後からのはみ出しが、前1.5m [e]、後3m [f]で、許可基準の車長の10分の3(3m)の範囲内であり、許可の対象となる長さは、令で許容される車長の10分の1(1m)を前後のはみ出しからそれぞれ除いたものとなり、次の式で算出した前0.5m、後2mとなる。

$$\text{前} \sim 1.5\text{m} [\text{e}] - 1.0\text{m} [\text{a}] = 0.5\text{m} [\text{c}] \quad (\text{許可の対象})$$

$$\text{後} \sim 3.0\text{m} [\text{f}] - 1.0\text{m} [\text{b}] = 2.0\text{m} [\text{d}] \quad (\text{許可の対象})$$

(2) 幅

ア 「制限を超える幅」の場合

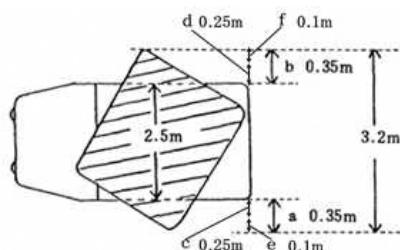
制限を超える幅は、次の式により算出する。

- ・積載物の幅 - (車両の幅 + 車両の幅の10分の2)

なお、次の点に留意すること。

- 許可基準は、車両の幅に1mを加えた範囲内で、かつ、積載物の幅が3.5m以内であること。
- 制限令の最高限度(2.5m)を超える場合は、特殊車両通行許可制度について教示すること。

(図5)



※ 図5の場合、車幅2.5mの車両に幅3.2mの貨物を積載したときの許可の対象となる幅は、令で許容される車幅と車幅の10分の2(0.5m)の和を除いたものとなり、次の式で算出した0.2mとなる。

$$3.2\text{m} - (2.5\text{m} + 2.5\text{m} \times 0.2) = 0.2\text{m} \quad (\text{許可の対象})$$

イ 「制限を超える積載の方法」の場合

積載物を積載した状態において、車幅の左右からのはみ出しがそれぞれ0.5mを超えない範囲内の積載の方法とすること。

※ 図5の場合、車幅の左右からのはみ出しが、左0.35m [a]、右0.35m [b] で、許可基準（0.5m）の範囲内であり、許可の対象となる幅は、令で許容される車幅の10分の1（0.25m）を左右のはみ出しからそれぞれ除いたものとなり、次の式で算出した左右0.1mとなる。

$$\text{左} \sim 0.35\text{m} [\text{a}] - 0.25\text{m} [\text{c}] = 0.1\text{m} [\text{e}]$$

$$\text{右} \sim 0.35\text{m} [\text{b}] - 0.25\text{m} [\text{d}] = 0.1\text{m} [\text{f}]$$

(3) 高さ

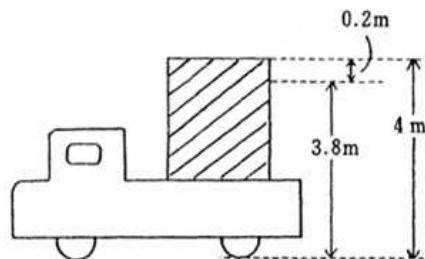
制限を超える高さは、次の式により算出する。

- ・積載物の高さ－令で許容される高さ

なお、次の点に留意すること。

- 許可基準は、4.3m以内であること。
- 制限令の最高限度を超える場合は、特殊車両通行許可制度について教示すること。

(図6)



※ 図6の場合、貨物を積載したときの積載物の高さが4mで、許可基準の範囲内であり、許可の対象となる高さは、次の式で算出した0.2mとなる。

$$4.0\text{m} - 3.8\text{m} = 0.2\text{m} \text{ (許可の対象)}$$

別記様式1（第5の1関係）

運転者一覧表

番号	氏名	住所	免許の種別	免許証番号又は免許情報記録の番号

別記様式2（第5の4関係）

制限外許可（申請）原簿

署長	副署長 次長	課長	係長	許可 (受 理) 番 号	許可 月 日	受 理 日	許可(申請) の種別	申請者氏名	備考	取扱者
							1 制限外 2 設備外 3 荷台乗車			
							1 制限外 2 設備外 3 荷台乗車			
							1 制限外 2 設備外 3 荷台乗車			
							1 制限外 2 設備外 3 荷台乗車			
							1 制限外 2 設備外 3 荷台乗車			
							1 制限外 2 設備外 3 荷台乗車			

注1 許可番号と受理番号は同番号とし、不許可のものは欠番とする。

2 申請者が2人以上の場合は、そのうち1人を記載し、外〇〇名と記載すること。

3 許可の種別は、それぞれ該当する番号を○で開むこと。

4 不許可にしたものは、備考欄にその要旨を記載すること。

別記様式3（第8の2関係）

専 決 簿

専決番号	専決月日	申 請 者	専決者印	契 印
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			

別記様式4（第8の3関係）

公印が押された制限外積載許可申請書管理簿

幹部派出所・交番・駐在所

別記様式5（第9関係）

発第 号
年 月 日

鳥取県警察本部長 殿

警察署長

制限外許可取扱状況報告書(年度分)

許可の種別	申請件数	許可件数	不許可件数
制限外積載			
設備外積載			
荷台乗車			
合計			

注1 期間は、会計年度とする。

2 2以上の行為にかかる許可は、いずれか一方にのみ計上すること。